**第8条　意識の向上の指標例**(JD仮訳)

障害のある人の権利を尊重するための社会全体の意識向上

**特質**

・　定型化された観念、偏見、有害な慣行と闘う。

・　障害のある人の権利と尊厳に対する尊重を育成する。

・　障害のある人の貢献に関する意識を向上させる。

**構造指標**

**8.1** 障害のある人に対するスティグマや差別を永続させる法律や政策の規定がないこと**[[1]](#endnote-1)**。

**8.2** 障害のある人に対する定型化された観念と闘い、障害のある人とその権利に関する意識の向上を目的とした、包括的な国の障害への意識向上戦略および／または計画が存在すること**[[2]](#endnote-2)**。

**8.3** マスメディアや報道機関が次のことを採用するよう促すメディア規制当局による具体的な計画があること。

- 多様性を歓迎する職場および人事手続きにするためのインクルーシブでアクセシブルな指針。

- 障害のある人に関する報道についてのジャーナリストのための指針**[[3]](#endnote-3)**。

- 政策と実践の設計、展開、監視における、障害のある人との協議（特に障害のある人の代表組織を通じた協議）の仕組み。

**8.4** ヘイトクライム、ヘイトスピーチ、障害のある人に対する有害な慣行**[[4]](#endnote-4)**に対処する法的措置（刑事上の強制力のある制裁措置を含む）の制定**[[5]](#endnote-5)**。

**8.5** 罪の重さに比例した制裁を通じた軽蔑的な言動に対処する法的措置の制定。

**8.6** 人権教育および研修プログラムには、障害のある人の権利が含まれており、多様な構成員を代表する障害のある人の組織が関与していること**[[6]](#endnote-6)**。

**プロセス指標**

**8.7** 障害のある人の権利とその貢献に関する多様なメディアを利用した啓発活動の数と種類。活動の種類、期間、および対象グループ**[[7]](#endnote-7)**別に集計。

**8.8** 障害のある人**[[8]](#endnote-8)**を対象とし、CRPD、選択議定書および国内法の下での障害のある人の権利を伝える、アクセシブルでインクルーシブなアウトリーチ（出向いて行う）活動の数と種類。活動の種類と対象地域別に集計。

**8.9** 定型化された観念、偏見、有害な慣行との闘いを含め、障害のある人の尊重を育成し、障害のある人の権利を伝えることを目的とした、様々な関係者**[[9]](#endnote-9)**のための、国が運営する意識向上プログラムの下で訓練を受けた人の数。

**8.10** ジャーナリズム／コミュニケーション分野の学校や大学のカリキュラムにおける、CPRDの下で保証されている障害のある人のインクルージョンと人権の尊重を具体的に取り上げた内容の存在、およびジェンダー主流化(gender mainstreaming)**[[10]](#endnote-10)**の存在。

**8.11** 障害のある人に対応した報道に関する倫理規定などの明文化した方針を採用している公共・民間メディア企業の数と割合。

**8.12** 社会全体の、障害のある人の権利を尊重する意識を高めることに関する法律、規制、政策およびプログラムの設計、実施および監視に、障害のある人の代表組織を通じての関与を含め、障害のある人の積極的な関与を確保するために実施された協議プロセス**[[11]](#endnote-11)**。

**8.13** 障害のある人の描写に関する苦情で受理されたもののうち、調査および裁定を受けたものの割合、申立人に有利と判断されたものの割合、そして後者のうち政府および／または責務を負う者がその裁定を遵守したものの割合。

**8.14** 障害に関するヘイトクライム、有害な慣行と障害のある人への定型化された観念との闘いに関する研修を受けた司法、行政、法執行職員の割合。

**8.15** ヘイトクライムおよびヘイトスピーチ事件の、報告件数と割合、調査された件数と割合、有罪判決に至った数と割合。被害者の性、年齢及び障害別に集計(該当する場合)。

**8.16**有害な慣行の事件の、報告された割合、起訴された割合、および有罪判決に至った割合。被害者の性、年齢、障害別に集計。

**8.17** 人権教育および研修プログラムの中で、障害のある人の権利を含んでいるものの割合。一般的なプログラムか障害のある人を対象にしたプログラムかを区別して集計。

**成果指標**

**8.18** 国際人権法の下で禁止されている差別の理由に基づいて、過去12カ月以内に個人的に差別または嫌がらせを受けたと報告した人口の割合（SDG10.3.1）。性、年齢、障害別に集計。

**8.19** いじめ、体罰、ハラスメント、暴力、性的差別および虐待を経験している生徒の割合。性、年齢、障害、教育機関の種類（公立／私立、初等／中等／高等／職業教育校別。ユネスコ指針による）別に集計。

**8.20** 障害のある人に対する否定的な認識を報告している一般の人の割合**[[12]](#endnote-12)**。障害別に集計。

**8.21** ニュースや時事問題の内容に、ニュースキャスター、解説者、専門家、「一般の」市民/街頭インタビューを受ける人としてメディアに登場する、障害のある人の数と割合。性、年齢、障害別に集計。

**付属資料**

(翻訳：佐藤久夫、高島恭子)

1. このためには、次のような規定を撤廃することが必要である。優生学を含む能力主義(ableism)に基づく軽蔑的な言葉、概念、前提を持つ規定。人間の多様性の一部としての障害のある人の平等な尊厳と生命の価値を低下させる言説を含む規定。および／または障害のある人に対する不平等、排除、および差別的行為の正当化を維持するその他の言説を含む規定。ここには障害のある人に対する強制的な治療、強制的な不妊手術、施設入所、および医学的実験を認める規定などが含まれる。医学的および科学的実践における能力主義の影響に関する特別報告者の報告（[A/HRC/43/41](http://www.embracingdiversity.net/report/Lives%20worth%20living%3A%20fighting%20ableism_1033)）および意識啓発に関する OHCHR の報告（[A/HRC/43/27](https://www.ohchr.org/EN/Issues/Disability/Pages/Article8.aspx)）を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-1)
2. これには以下の条項が含まれるべきである。

- 慣習的、宗教的、医学的世界観に基づくものも含め、障害のある人に関する否定的な信念や態度に基づくスティグマおよび排除と闘うこと。

- 障害への人権アプローチに関するコミュニケーションおよびメディアの専門家のための研修および教育。

- 社会における障害のある人の「見える化」のためのメディア報道により、インクルーシブな環境での障害のある人のプラスのイメージと能力を育む。

- 障害のある人に対する制度的または広範な人権侵害に対する認識を高めるためのメディア報道。

- 条約およびその選択議定書についての、およびこれらに沿った、障害のある人の権利に関する意識の向上に関して、政府の立法、行政、司法部門を含む公務員の支援を確保すること。ここには、障害の慈善的・医学的モデルに基づく、公私の団体によるキャンペーンへの支持や財政支援を行わないことが含まれる。

- この条約を、手話言語、先住民/少数民族の言語、および分かりやすい版(Easy-to-Read)や子どもにやさしい版などのさまざまな形式のものを含む国語で利用できるようにすること。 [↑](#endnote-ref-2)
3. この指針の目的は、定型化された否定的な観念の永続化を防ぎ、神話を打ち破り、障害のある人に対する不寛容と差別の態度と闘い、人間の多様性の一部としての障害のある人の平等な尊厳と生命の価値の尊重を確保すること、そして障害のある人の多様な情報源と声を求めることである。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 有害な慣行とは、「性、ジェンダー、年齢などに基づく差別に加えて、しばしば暴力を含み、身体的かつ／または心理的な危害や苦痛を引き起こす、複合的かつ／または交差的な形態の差別に根差したもので、根強く残る慣行や行動の形態である」ものである。詳細については、[女性差別撤廃委員会による共同一般的勧告第31号／有害な慣行に関する子どもの権利委員会の一般的意見第18号](https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N14/627/78/PDF/N1462778.pdf?OpenElement)を参照のこと。障害のある人に対する有害な慣行は、障害だけでなく、他の要因に基づくこともある。有害な慣行の例として、強制的な精神医療介入に関する拷問その他の残酷で、非人道的で、品位を傷つけるような待遇または刑罰に関する特別報告者による2009年中間報告（[A/63/175](https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N08/440/75/PDF/N0844075.pdf?OpenElement)）を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 法律には次のことを具体的に含めるべきである。

- 公私の行為者による障害に基づく暴力、いじめ、嫌がらせ、有害な慣行を含む、障害に関するヘイトクライムを刑法の対象とする規定。

- メディアで障害のある人への差別を扇動すること（有害な慣行を助長したり、扇動したりすることを含む）に対する制裁措置。

- 女性や子どもを含む障害のある人に対する有害な慣行、特に侵襲的で不可逆的な非自発的治療や、魔術の告発と関連した行為を廃止する規定。

- 法律、政策、政府の言説における障害のある人に対する軽蔑的な言葉を廃止し、排除するための規定。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 人権教育・訓練や具体的な指標の詳細については、<http://www.hre2020.org/indicator-framework> を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 一般市民、公務員、報道機関、ジャーナリスト、民間部門、地域社会および宗教の指導者、障害のある女性や少女、障害のある人の疎外されたグループなど。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 障害のある女性、障害のある子どもや若者、疎外され排除されたコミュニティの障害のある人、農村地域に住む障害のある人を含む。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 一般市民、公務員、メディア監視機関のメンバー、報道機関、ジャーナリスト、民間部門、地域社会および宗教の指導者、障害のある女性と少女、障害のある人の疎外されたグループなど。 [↑](#endnote-ref-9)
10. ジェンダー・センシティビティに関する情報は、メディアのためのジェンダー・センシティブ指標（<http://www.media-diversity.org/en/additional-files/Gender-Sensitive_Indicators_for_Media_EN.pdf>）から得られる。 [↑](#endnote-ref-10)
11. この指標は、CRPD第4条3及びCRPD委員会の一般的意見第7号に沿って、障害のある人に直接又は間接的に影響を与える問題に関連する意思決定プロセスに障害のある人を関与させるために、公的機関が行なった具体的な活動（協議のための会合、技術的説明会、オンライン意見調査、法案や政策案への意見募集、その他の参加の方法と仕組み）を検証することを求めている。この観点から、国は以下のことを行わなければならない。

- 協議プロセスを透明でアクセスしやすいものにする。

- 情報を適切にアクセスしやすく提供する。

- 障害のある人の団体が自由に意見を表明する際に、情報を保留したり、条件を付けたり、妨げたりしない。

- 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める。

- 早期かつ継続的な参加を確保する。

- 参加者の関連費用を負担する。 [↑](#endnote-ref-11)
12. これは、「[社会的距離尺度](http://md.one.un.org/content/unct/moldova/en/home/publications/joint-publications/studiul-privind-percepiile-i-atitudinile-fa-de-egalitate-in-repu.html)」に基づくものなど、特定の認識調査法により評価できるだろう。例えば、モルドバの差別の防止・撤廃と平等の確保に関する評議会、OHCHR、UNDPの「モルドバ共和国における平等の認識と態度に関する調査」(2015)などを参照。 [↑](#endnote-ref-12)